

## (I7) 土木学会慶弔に関する規程

昭和42年 9月22日	制 定
昭和53年 5月12日	一部改正
平成11年11月 1日	制 定
平成22年 7月16日	一部改正
平成23年11月18日	〃
2023年 5月12日	〃

### (総則)

**第1条** この規程は、慶弔に関する取扱いの基準を定めたもので、この規程に定めていない場合の取扱いについては、会長の指示による。

### (慶祝)

**第2条** 会員（特別会員はその代表者を含む）で次の者には祝電を打つ。

(1) 勲章受章者

文化勲章、旭日小綬章以上、瑞宝小綬章以上の受賞者

(2) 褒賞受賞者

(3) 恩賜賞、日本学士院賞の受賞者および文化功労者

(4) 公職新任者等

日本学士院会員、日本学術会議会員、大学学長、国会議員、知事、政令指定市長、大臣等

(5) その他上記に準ずると認められる者

### (弔慰)

**第3条** 弔慰に関する取扱いは次の各号のとおりとする。

(1) 次の者が死亡した場合は弔電を打つ。

名誉会員、理事、監事、支部長、委員長、元会長、元副会長、その他これに準じる者で学会に功労のあった者

(2) 次の者の葬儀に際し、弔辞を呈することができる。

名誉会員、理事、監事、支部長、委員長、元会長、元副会長

(3) 次の者の葬儀に際し、供物（生花等）を贈ることができる。

理事、監事、支部長、委員長、元会長、その他これに準じる者で学会に功労のあった者  
15,000円程度

(4) 上記(2)及び(3)に関し、該当者が遠隔地の場合は、弔辞、供物は当該支部に依頼することができる。

### (規程の変更)

**第4条** この規程の変更は、理事会において行う。

**附則**（昭和53年 5月12日 理事会議決） この内規は、昭和53年 5月12日から施行する。

**附則** この規程は、平成11年11月 1日に内規から規程に変更し、同日から施行する。

**附則**（平成22年 7月16日 理事会議決） この変更規程は、平成22年 7月16日から施行する。

**附則**（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。

**附則**（2023年 5月12日 理事会議決） この変更規程は、2023年 5月12日から施行する。